第1号議案資料-1

会則改正(目的及び事業)

1 趣旨

同窓会の組織が完成期を迎え、同窓会事業のこれまでの実績と現況を踏ま えて目的及び事業の記述の優先順位を変更する。

2 現行の規定

(目的) 第4条

本会は、会員相互の親睦、母校の発展及び社会活動に寄与することを目的とする。

(事業・活動) 第5条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦・交流に関する事業
- (2) 母校の充実・発展に資する事業の協力と援助
- (3) 防衛意識の向上・普及活動
- (4) 社会活動に資する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業と活動

3 改定後の規定

(目的)第4条

本会は、母校の充実・発展、会員相互の親睦・交流及び社会活動に寄与すること等を目的とする。

(事業・活動) 第5条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 母校の充実・発展に資する事業への協力と援助
- (2) 会員相互の親睦・交流に関する事業
- (3) 社会活動に寄与する事業
- (4) 防衛意識の向上・普及活動
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業と活動

4 改定理由

以下により、「母校の充実・発展」を先に記述する。

- (1) 防衛大学校・学生に対する期待の高まり
- (2) 同窓会に対するニーズが逐年拡大し、同窓会も対応
- (3) 会費納入の合理性 (新規会員の納得)
- (4)優先順位と記述の順番の整合

5 その他

(1) 本改訂に併せ、(組織) 第3条4項の「防衛庁」の記述を「防衛省」と する。

また、「・・並びに海外支部とし」を「・・海外支部ごととし」と修正し、 表現を前文の「基地等ごとに」と整合させる。

(2) 改定後の規定

(組織)第3条4

支部は、原則として防衛省職員である会員(以下「現職会員」という。)については各駐屯地・基地等ごとに、また防衛省を退職した会員(以下退職会員という。)については会員が居住する各都道府県単位に組織する地区支部又は拡大地区支部、地区支部を統括・調整する地域支部及び複数の地域にわたる本部直轄支部並びに海外支部ごととし、その構成及び運営要領等は細則による。

(3) 令和元年度代議員会において審議し、令和2年4月1日から施行する。